

第 67 回定時株主総会招集ご通知に際しての
法令および定款に基づくインターネット開示事項

連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

（ 自 平成 27 年 4 月 1 日
至 平成 28 年 3 月 31 日 ）

新晃工業株式会社

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 11 社

主要な連結子会社の名称 新晃空調工業(株)、新晃アトモス(株)、日本ビー・エー・シー(株)、
千代田ビル管財(株)、上海新晃空調設備股份有限公司

なお、当連結会計年度において三井鉄工(株)の株式を取得したため、同社を連結の範囲に含めております。

また、従来連結子会社であった上海新晃建筑节能有限公司は、総資産、売上高、当期純利益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、重要性が低下したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外し持分法適用会社といたしました。

(2) 非連結子会社の数 1 社

主要な非連結子会社の名称 上海新晃建筑节能有限公司

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社の数 1 社

主 要 な 会 社 名 上海新晃建筑节能有限公司

(2) 持分法適用の関連会社の数 2 社

主 要 な 会 社 名 SINKO AIR CONDITIONING (HONG KONG) LTD.、TAIWAN SINKO KOGYO CO., LTD.

なお、常州祥晃通風電器設備有限公司は、当連結会計年度において清算終了したため、持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 持分法を適用していない関連会社(株富士昭技研)は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。

(4) 持分法適用会社は、決算日が連結決算日と異なるため、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外連結子会社(上海新晃空調設備股份有限公司 他 3 社)の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

他の連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

② デリバティブ取引により生ずる債権及び債務……時価法

③ たな卸資産

当社及び国内連結子会社

原材料……主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

その他のたな卸資産……個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

在外連結子会社

主として先入先出法による低価法

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社及び国内連結子会社……主として定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

在外連結子会社……主として定額法

② 無形固定資産

当社及び連結子会社……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待制度に伴う支出に備えるため、翌連結会計年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 厚生年金基金解散損失引当金

厚生年金基金の解散に伴い発生する損失に備えるため、当該負担見込額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社については、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額を計上しております。

⑥ 事業整理損失引当金

事業整理に伴い発生する将来の損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

② 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。ただし、一部の連結子会社については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却を行っております。

(会計方針の変更に関する注記)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第 22 号 平成 25 年 9 月 13 日。以下「連結会計基準」という。)、及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第 7 号 平成 25 年 9 月 13 日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第 58-2 項(4)、連結会計基準第 44-5 項(4)及び事業分離等会計基準第 57-4 項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益及び経常利益はそれぞれ 5 百万円減少し、税金等調整前当期純利益は 61 百万円減少しております。また、当連結会計年度末の資本剰余金が 61 百万円増加しております。

当連結会計年度の連結株主資本等変動計算書の資本剰余金の期末残高は 61 百万円増加しております。

また、1 株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更に関する注記)

連結貸借対照表関係

「電子記録債務」の表示方法の変更

電子記録債務の表示方法は、従来、連結貸借対照表上、「支払手形及び買掛金」に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当連結会計年度より「電子記録債務」として独立掲記することといたしました。なお、前連結会計年度における電子記録債務の金額は 1,225 百万円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 15,998 百万円
2. 受取手形裏書譲渡高 283 百万円
3. 土地の再評価

当社は土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令第 2 条第 4 号に定める路線価及び路線価のない土地は同条第 3 号に定める固定資産税評価額にそれぞれ合理的な調整を行い算出しております。

- ・再評価を行った年月日 平成 14 年 3 月 31 日
- ・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 1,825 百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 27,212,263 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総 額	1 株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
平成 27 年 6 月 26 日 定時株主総会	普通株式	380 百万円	14 円	平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 6 月 29 日
平成 27 年 11 月 9 日 取締役会	〃	294 百万円	11 円	平成 27 年 9 月 30 日	平成 27 年 12 月 3 日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成 28 年 6 月 28 日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配 当 金 の 総 額	配当の原資	1 株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
589 百万円	利益剰余金	22 円	平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 6 月 29 日

(注) 平成 28 年 6 月 28 日定時株主総会決議の 1 株当たり配当額 22 円には、記念配当 6 円を含んでおります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入等により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングすること等により、リスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金等の使途は運転資金及び設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は、取引基本方針に基づき実施しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 28 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現 金 及 び 預 金	11,564	11,564	—
(2) 受取手形及び売掛金	21,041	21,041	—
(3) 投 資 有 価 証 券 その他有価証券	3,464	3,464	—
資 産 計	36,071	36,071	—
(1) 支払手形及び買掛金	6,084	6,084	—
(2) 電 子 記 録 債 務	2,877	2,877	—
(3) 短 期 借 入 金	1,412	1,412	—
(4) 社 債	500	489	△10
(5) 長 期 借 入 金(※)	1,807	1,820	13
負 債 計	12,682	12,685	2
デ リ バ テ ィ ブ 取 引	—	—	—

(※) 1 年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、並びに(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債、並びに(5) 長期借入金

これらの時価のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した元利金の合計を、新規に同様の社債発行又は借入を行った場合において想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記負債 (5) 参照)。

- (注 2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 1,014 百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産 (3) 投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	1,163 円 71 銭
1 株当たり当期純利益	155 円 71 銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

2. デリバティブ取引により生ずる債権及び債務の評価基準及び評価方法……時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

原 材 料……移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

無形固定資産……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

株主優待引当金……株主優待制度に伴う支出に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

厚生年金基金解散損失引当金……厚生年金基金の解散に伴い発生する損失に備えるため、当該負担見込額を計上しております。

債務保証損失引当金……関係会社に対する保証債務の履行による損失見込額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

なお、当事業年度において、計算書類及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

貸借対照表関係

「電子記録債務」の表示方法の変更

電子記録債務の表示方法は、従来、貸借対照表上、「支払手形」に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より「電子記録債務」として独立掲記することといたしました。なお、前事業年度における電子記録債務の金額は132百万円であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	6,001 百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)	
短期金銭債権	379 百万円
短期金銭債務	3,761 百万円
3. 保証債務	
関係会社の金融機関借入に対する債務保証額	71 百万円
関係会社の電子記録債務に対する債務保証額	927 百万円
関係会社の受注契約等の履行義務に対する保証額	207 百万円
4. 土地の再評価	

土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令第 2 条第 4 号に定める路線価及び路線価のない土地は同条第 3 号に定める固定資産税評価額にそれぞれ合理的な調整を行い算出しております。

・再評価を行った年月日

平成 14 年 3 月 31 日

・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 1,825 百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

関係会社に対する売上高	1,169 百万円
関係会社からの仕入高	13,747 百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	672 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	434,933 株
------	-----------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生は、投資有価証券評価損及び退職給付引当金等であり、繰延税金負債の発生は、その他有価証券評価差額金等であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注1)	科目	期末残高
子会社	新晃空調工業㈱	直接 100%	当社製品の 製造	製品の仕入 (注2) 債務保証 (注3)	11,563 691	買掛金 —	3,537 —
子会社	新晃アトモス㈱	直接 100%	当社納入製 品の修理点 検及び保守	資金の借入 (注4)	—	1年内返済予 定の関係会社 長期借入金	500
子会社	千代田ビル管財㈱	直接 100%	役務の受入	資金の借入 (注4)	—	1年内返済予 定の関係会社 長期借入金	3,500

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注2) 製品の仕入の取引については、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。

(注3) 子会社の電子記録債務に対し債務保証を行っております。

(注4) 借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 905円90銭

1株当たり当期純利益 118円92銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。